

防医庶第542号

26. 4. 1

改正 平成29年3月30日
令和5年6月29日

医学教育部長
教務部長 殿
防衛医学研究センター長

病院長

防衛医科大学校倫理委員会病院分科会について（通知）

標記について、防衛医科大学校における研究に関する倫理規則（平成26年防衛医科大学校達第11号）第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

（構成）

第1条 防衛医科大学校倫理委員会病院分科会（以下「分科会」という。）は次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）病院長
- （2）教官のうち病院長が指名する者 3名
- （3）その他、病院長の指名する者

（任期）

第2条 前条において指名する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（分科会長及び副分科会長）

第3条 病院分科会に分科会長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 分科会長は、病院分科会を招集し、その会議を主宰する。
- 3 病院分科会に副分科会長1名を置く。副分科会長は、委員から、分科会長が指名する。
- 4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故のあるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 分科会は、分科会長のほか、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 申請者は、分科会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。ただし、申請者及び申請者である委員は、審査に加わることはできない。

3 分科会は、緊急の必要がある場合、持回りにより会議を実施することができる。
(委員以外の者の出席)

第5条 分科会長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第6条 分科会長は、審査結果を防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）の定めるところにより、防衛医科大学校における研究に関する倫理規則（以下「学校達」という。）別紙様式第2をもって、委員会委員長を経由して学校長に報告するものとする。

(研究等の監査)

第7条 分科会長は、学校達第17条第2項に基づき、監査した結果を学校長の定めるところにより委員会委員長を経由して学校長に報告するものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、会議で知り得た情報を正当な理由なくして漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 分科会は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び各指針に基づき、個人情報の保護に努めるものとする。

(事務)

第10条 病院分科会に係る事務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

第11条 この規則に定めるもののほか、病院分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則（平成29年3月30日付改正）

この通達は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月29日付改正）

この通達は、令和5年7月1日から適用する。